

長浜市農業振興地域整備計画変更縦覧公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、次により縦覧に供する。

令和8年6月19日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
長浜市農業振興地域整備計画
- 2 縦覧場所
長浜市産業観光部農政課
長浜市八幡東町632番地

注1) 農用地利用計画の変更は、土地利用計画図（1/10,000）及び平面図（1/2,500）にて表示した部分とする。

注2) 変更後の農業振興地域整備計画書は、長浜市産業観光部農政課にて備え置く。